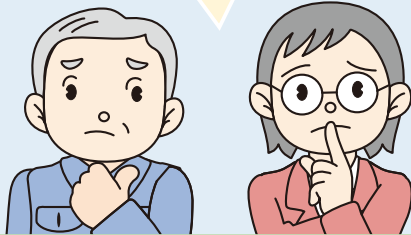
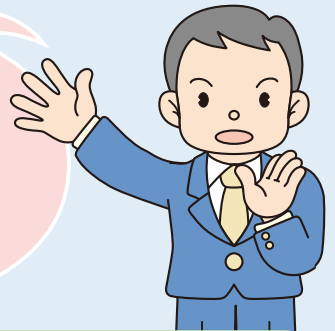


公正な採用選考のために

Q 公正な採用選考って何ですか？



A ①「人を人としてみる」人間尊重の精神、すなわち、応募者の基本的人権を尊重する。
② 応募者の適性・能力のみを基準として行う。
③ 募集に当たり広く応募者に門戸を開く。
この考え方が大切です。



「聞いてませんか？家族のこと」

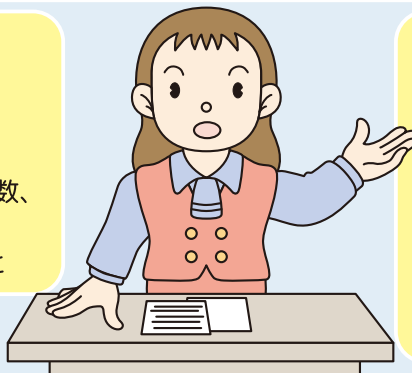
例えば、面接での緊張を解きほぐそうという意図でも、応募者の方では悩んだり傷ついたりする場合があります。

本人の職務遂行にあたり、適性・能力のみを基準とした採用選考を行ってください。

厚生労働省では、次の14の事項について質問や作文を課すこと等は、就職差別につながるおそれがあるとして、啓発などに取り組んでいます。

本人に責任のない事項

- ①国籍・本籍・出生地に関する事
- ②家族に関する事（職業、続柄、健康、地位、学歴、収入、資産など）
- ③住宅状況に関する事（間取り、部屋数、住宅の種類、近隣の施設など）
- ④生活環境・家庭環境などに関する事



本来自由であるべき事項

- ⑤宗教に関する事
- ⑥支持政党に関する事
- ⑦人生観・生活信条などに関する事
- ⑧尊敬する人物に関する事
- ⑨思想に関する事
- ⑩「労働組合（加入状況や活動歴など）」・「学生運動など社会運動」に関する事
- ⑪購読新聞・雑誌・愛読書などに関する事

その他の事項

- ⑫身元調査などの実施
- ⑬全国（大阪においては近畿）高等学校統一応募用紙・JIS規格の履歴書（様式例）に基づかない事項を含んだ応募書類（社用紙）・エントリーシートの使用
- ⑭合理的・客観的に必要性が認められない採用選考時の健康診断の実施

『上記14項目に留意した公正な採用選考を行ってください！』

『公正採用選考人権啓発推進員』を選任していますか？

厚生労働省では、昭和50年の『部落地名総鑑※』事件の発生を機に就職の機会均等を確保する観点に立ち、昭和52年より『企業内同和問題研修推進員』制度の運営を開始、平成9年には『公正採用選考人権啓発推進員』制度と名称を変更し、現在多くの推進員にハローワークなどが定期的に開催する研修会等を通じて人権意識を深めていただき、事業所内において公正な採用選考システムの確立に向け取り組んでいただいております。

まだ『公正採用選考人権啓発推進員』を選任いただいていない事業所におかれましては早期に選任し、企業の社会的責任の1つとして、基本的人権を尊重した公正な採用選考システムの確立を図っていただきますようお願いします。

※全国の同和地区の地名、所在地、世帯数、職業などが記載された差別図書で、当時国会でも取り上げられ全国的に大きな社会問題となりました。また、平成18年には電子版『部落地名総鑑』の存在も判明しています。

⇒平成28年12月、「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されました。

同和問題をはじめとしたあらゆる就職差別を発生させない取組が今後必要です！



「求職者の個人情報の取扱い」について

職業安定法では、「求職者の個人情報の取扱い」について次のように規定しています。

第5条の4

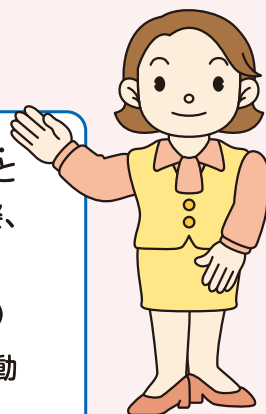
公共職業安定所、特定地方公共団体、職業紹介事業者及び求人者、労働者の募集を行う者及び募集受託者並びに労働者供給事業者及び労働者供給を受けようとする者は、それぞれ、その業務に関し、求職者、募集に応じて労働者になろうとする者又は供給される労働者の個人情報（以下この条において「求職者等の個人情報」という。）を収集し、保管し、又は使用するに当たっては、その業務の目的の達成に必要な範囲内で求職者等の個人情報を収集し、並びに当該収集の目的の範囲内でこれを保管し、及び使用しなければならない。ただし、本人の同意がある場合その他正当な事由がある場合は、この限りでない。

●対象となるのは…求人企業、職業紹介事業者などです。

●個人情報の収集の基本は…業務の目的の範囲内で収集すること。

●収集してはならない個人情報は…

- ・人種、民族、社会的身分、門地、本籍、出生地、その他社会的差別の原因となるおそれのある事項（家族の職業、収入、本人の資産などの情報、容姿、スリーサイズなど）
- ・思想及び信条（人生観、生活信条、支持政党、購読新聞・雑誌、愛読書など）
- ・労働組合への加入状況（労働運動、学生運動、消費者運動その他社会運動に関する事など）



●個人情報を収集するには…本人から直接収集すること。

本人以外から収集する時は、本人の同意を得た上で収集すること。

●個人情報の保管、使用は…収集目的の範囲内に限られます。

●個人情報の管理は…目的に応じ必要な範囲において正確かつ最新の内容に保つこと。

紛失、破壊及び改ざんを防止すること。

第三者からのアクセスを防止すること。

必要がなくなれば破棄又は削除すること。

違 反
した時は

★改善命令や罰則（6カ月以下の懲役又は30万円以下の罰金）
が適用される場合があります。

